

# アパート、マンション等の「遠隔式」メーターから「直読式」メーターへの変更を検討されている所有者様

## 「遠隔式」と「直読式」メーター等の取扱い

遠隔式（現在の方式）	
<p>遠隔指示子メーター（私物） 共用部分 集中検針盤 貯水槽 親メーター（局貸与）</p>	<p>費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私設（子）メーターの検定満期（8年毎）時の取替及び集中検針盤の故障に伴う費用は、建物所有者等の負担</li> </ul>
直読式（変更可）	
<p>直読メーター（局貸与） 共用部分 貯水槽 親メーター（局貸与）</p>	<p>費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更時の口径別納付金及び設置費、改造費等の初期費用は、建物所有者等の負担（1回のみ）※1</li> <li>・ 直読メーターの検定満期（8年毎）時の取替費は、企業局負担</li> </ul>

### ※1 初期費用

- ・ 直読式への変更申請受理日において、私設（子）メーターの有効期限が3か月以上残っている場合（検査手数料等＋口径別納付金の1/2＋設置及び改造費）×戸数分
- ・ 直読式への変更申請受理日において、私設（子）メーターの有効期限が3か月未満の場合（検査手数料等＋口径別納付金＋設置及び改造費）×戸数分

### その他

- （1）「直読式」方式へ変更する場合、変更申請前に企業局との事前協議が必要です。
- （2）「遠隔式」から「直読式」へ変更する場合、既存の建物により、「メーター設置基準」に適合させるための改造費用が必要となる場合があります。（建物所有者等の負担）

### 問い合わせ先

〒820-8605 飯塚市忠隈 523 番地  
飯塚市上下水道お客様センター ☎ 0948-96-8616